



～宅建くしろ～

支部情報

令和8年7月31日発行

令和8年度 No.2

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：真野恵司 編集人：本間弘人
釧路支部ホームページ <https://www.takken-kushiro.jp/>

■ 第1回宅建協会不動産研修会 動画の公開について (相談研修委員会)

別紙案内の通り、Web開催の第1回宅建協会不動産研修会の研修動画が、8月10日より全宅連ホームページ「ハトサポ」内で公開されます。公開期間中は何度でも視聴していただくことが出来ますのでご活用ください。

■ 不動産の日事業の行事予定について (企画広報情報委員会)

第43回を迎える9月23日「不動産の日」の事業として、次の行事を実施します。

- ・釧路市への宅建文庫、障がい者補助機器の贈呈 8月19日 釧路市役所
- ・不動産無料相談会 9月3日 釧路市役所防災庁舎



■ 観楓会が開催されます (総務財務委員会)

別紙案内の通り、9月8日(火)に観楓会(釧路宅地建物取引士親交会主催、宅建協会釧路支部協賛)が開催されます。会員相互の親睦や情報交換の場として、ぜひご参加ください。

■ 行政等が主催する相談会に参加しました (相談研修委員会)

【釧路市阿寒町空き家無料合同相談会】

6月9日(火)、阿寒町行政センターにおいて開催された、釧路市阿寒行政センター主催の「釧路市阿寒町空き家無料合同相談会」に、釧路支部より認定相談員2名が参加し、空き家の所有者等から寄せられた相談に対応いたしました。

当支部は、釧路市と空き家等対策の推進に向けて「空き家等の対策に関する協定」を締結しており、本相談会は阿寒地域で初めての開催となりました。

【厚岸町空き家相談会】

6月23日(火)、厚岸町防災交流センターにおいて開催された、厚岸町主催の「厚岸町空き家相談会」に、釧路支部より認定相談員2名が参加し、空き家の所有者等から寄せられた相談に対応いたしました。

当支部は、昨年2月に厚岸町と空き家等対策の推進に関する協定を締結しており、今年度も同相談会に参加いたしました。

■ 法令等の改正情報について (企画広報情報委員会)

- ・住宅のリースバック取引における宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について

令和8年7月28日・国不動第138号

住宅のリースバック取引に関する苦情・紛争事例や相談件数が増加していることから、宅地建物取引業法の解釈が明確化され、令和8年10月1日より新しい運用が施行されます。宅建業者から売主への適切な情報提供を徹底し、リースバック取引の適正化を図るものです。

・第221回国会（特別会・令和8年2月18日～令和8年7月25日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律
令和8年7月31日

- *建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律
- *都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
- *廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
- *下水道法等の一部を改正する法律
- *個人情報保護法等の一部を改正する法律

◎全宅連ホームページ ハトサポ ログイン > 法令改正情報



■ 支部会員 入・退会・移動情報 (総務財務委員会)

★ 入会 (正会員)

6月 4日 釧路(1)578号 (有)沖ホームサービス
代表取締役 工藤 高子
専任宅建士 能登谷琢磨 (釧路 250号)
釧路市新栄町 18-11
Tel (0154) 95-0588 FAX (0154) 95-0588

★ 退会 (正会員)

7月 31日 釧路(1)564号 (株)じん
代表取締役 寶福 哲史
専任宅建士 西村 俊重 (釧路 990号)
釧路市弥生2丁目 10-6
Tel (050) 8882-3355 FAX (050) 8882-3356

★ 事務所廃止 (準会員)

7月 7日 大臣(2)9407号 (株)ロゴスホーム ロゴスホーム中標津
政令使用人 小原 理那
専任宅建士 小原 理那 (十勝 1343号)
標津郡中標津町東 19条南 1丁目 1-1
Tel (0153) 73-1726 FAX (0153) 73-1724

7月 15日 石狩(2)2509号 北海道セキスイハイム(株) 釧路営業所
政令使用人 高田 建
専任宅建士 高田 建 (釧路 892号)
釧路市新橋大通 2丁目 2-13
Tel (0154) 64-1218 FAX (0154) 64-1217

★ 代表者変更

(株)サトケン	代表取締役	佐藤 佑紀
(株)カチタス 釧路店	政令使用人	木村 凌汰
(株)ロゴスホーム ロゴスホーム釧路	政令使用人	池田 圭佑

★ 専任宅建士変更

(株)ユタカコーポレーション	就任	佐瀬 伸平 (釧路 412号)
(株)ユタカコーポレーション 釧路愛国店	退任	佐瀬 伸平 (釧路 412号)

令和8年7月31日現在 正会員 120名 準会員 26名 計 146名

■ 行事・会議報告 (総務財務委員会)

本 部

6月29日(月) 第5回理事会

真野支部長(本部理事) 出席

支 部

6月 4日(木)	第1回企画広報情報委員会	
6月 8日(月)	第1回相談研修委員会	
6月 9日(火)	阿寒町空き家無料合同相談会	鈴木副支部長、本間副支部長 出席
6月17日(水)	企画広報情報委員会 事業担当者会議	
6月22日(月)	第5回運営委員会、支部役員懇親会	
6月23日(火)	厚岸町空き家相談会	鈴木副支部長、木嶋副支部長 出席
6月25日(木)	釧路市暴力追放運動推進協議会 定時総会	本間副支部長 出席
7月 9日(木)	第1回総務財務委員会	
7月30日(木)	企画広報情報委員会 事業担当者会議	



事務局からのお知らせ



釧路市の市有地処分の媒介依頼について

釧路市の市有地処分の媒介依頼は、現在7件あります。

釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ > 産業・ビジネス・観光 > 市有財産利活用 > 売却情報 > 市有財産売却事業
(価格固定先着順) の概要へと進むと、物件概要の詳細が掲載されております。

釧路錦町駐車場附帯施設空きテナント貸借の紹介協力について

釧路錦町駐車場附帯施設空きテナント貸借の紹介協力依頼は、現在1件あります。

釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ > まちづくり・環境 > 都市・建築 > 都市計画 > 市営駐車場 > 釧路錦町駐車場
テナント募集中！ へと進むと、物件概要の詳細が掲載されております。

釧路市における空家等の所有者等への連絡申込について

釧路市と締結している「空家等の位置情報提供に関する覚書」に基づき、空家等の所有者等への連絡申込には、空家台帳データを閲覧するために誓約書の提出（年度毎）とGoogleのアカウント取得及び釧路市による閲覧許可が必要となります。

今年度の閲覧をご希望される場合は、支部事務局までお問合せください。

「原状回復のてびき」について

北海道宅建協会ホームページの上部タブ「住まいに関する情報」ページにて、「原状回復のてびき」（令和8年度版）を公開いたしました。電子ブック及びPDFにて閲覧・印刷が可能となっておりますので、ぜひご活用ください。

◎ 北海道宅建協会ホームページ <https://www.takken.ne.jp/>

なお、紙媒体での発行を縮小しております。

紙冊子をご希望の方は、部数に限りがございますので、支部事務局までお申し出ください。

釧路支部ホームページのリンク情報の提供について

釧路支部ホームページ上の会員紹介のページに、自社ホームページへのリンクを希望される場合は、支部事務局へお申込みください。既にリンクをされている方でリンク先を変更されている場合も、お手数ですが支部事務局までご連絡をお願いします。

◎ 宅建協会釧路支部ホームページ <https://www.takken-kushiro.jp/>

宅地建物取引士 座学法定講習会実施日程

宅地建物取引士の法定講習のWeb講習が受けられない方には、会場集合型の座学講習を予定しております。定員に限りがありますので、お早めに手続きされますようご案内申し上げます。

■ 座学法定講習会の実施日程（DVD鑑賞での講習）

令和8年	8月25日（火）	札幌市	定員	30名
	9月29日（火）	札幌市	定員	30名
	11月10日（火）	札幌市	定員	30名
	11月17日（火）	旭川市	定員	20名
	12月1日（火）	函館市	定員	16名



*更新のお知らせ（有効期限のある宅建士証の交付を受けている方のみ）は、有効期限のおおよそ5ヶ月前に、北海道宅建協会よりハガキの通知が送付されます。

お問合せ先 **公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会**
札幌市白石区東札幌1条1丁目1-8 じょうてつビル1階
TEL 011-611-3761 （受付時間 平日9:00~17:00）

*専任宅建士が、宅建士証の更新手続きを忘れ有効期限が切れた状態でいますと、宅建業者は宅地建物取引業法第31条の3の専任宅地建物取引士の設置義務違反となる場合があります。宅建業の免許更新にも影響しますので、必ず有効期限の管理をお願いします。

掲示・携帯していますか？

掲示義務等の物品を支部事務局において販売しております。
免許更新の予定がある場合は、必ず最新のものを掲示しているかご確認ください。
以下の物品は注文販売となりますので、事前にお電話によりご注文をお願いします。

*	報酬規定表	200 円	ハトサポ ダウンロード可能	R6.7.1 変更
*	業者票	2,500 円	ハトサポ ダウンロード可能	R7.4.1 変更
*	従業者証明書	20 円	ハトサポ ダウンロード可能	
*	取引台帳用紙	800 円	ハトサポ ダウンロード可能	
	ハトマークバッジ	600 円		

*印は宅建業法の規定により、標識等の掲示、従業者証明書の携帯、帳簿の備付けの義務があるものです。

◎ 業者票ひな形のダウンロードについて

宅建業法第50条第1項及び住宅宿泊事業法第39条の規定に基づき宅建業者及び住宅宿泊管理業者が事務所等に掲げる標識の大きさの標識のサイズが、「縦25cm以上、横35cm以上」に変更されました。（令和7年12月1日施行）

※この改正により業者票の規程サイズが縮小になりますが、従前の業者票は新规定サイズを上回っているため、差し替えの必要はございません。

※業者票のひな形は、ハトサポよりダウンロードが可能になりました。

支部事務所の休業のお知らせ

- ・夏季休業 8月12日（水）～15日（金）
- ・9月3日（木） 不動産の日事業 不動産無料相談会
- ・9月30日（水）午後 試験説明会

